

環境配慮メニュー契約要綱

(低圧用)

1 対象となるお客さま

- (1) この契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第15条第(1)項に定める契約種別が適用されるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

要綱に基づいて適用されるプランは、契約種別ごとに次のとおりといたします。

契約種別	適用されるプラン
シナネンでんきビジネス （マーケットリンク） （A/B/C/実量/低圧）	実質再エネ比率メニュー、排出係数 メニューについては協議により決定 あかりの森プロジェクト
シナネン HOME でんき （マーケットリンク） （A/B/C/実量/低圧）	実質再エネ比率 100%メニュー
シナネンあかりの森でんきプラン （マーケットリンク）	実質再エネ比率 100%メニュー あかりの森プロジェクト

2 要綱の変更

- (1) 当社は、約款第2条の規定に従い、適用期間中であっても、要綱を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

3 契約の成立および適用期間

- (1) この要綱による契約は、お客さまの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。なお、お客さまの申込みは、当社所定の方法により受け付けます。
- (2) 適用期間は、契約の成立日直後の検針日から電気需給契約の終了日までといたします。ただし、電気需給契約が延長された場合には、適用期間も延長するものといたします。
- (3) この要綱による契約についての法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付については、約款の定める方法により行うものといたします。
- (4) お客さまは、この要綱による契約の終了を希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は、当該申出に応じ、原則として検針日に、この要綱による契約を終了するものとします。

4 電源構成

- (1) 当社は、この要綱に基づく環境価値の提供に先立ち、供給する電気及び環境価値の調達計画を策定し、電源構成の計画値を算定いたします。
- (2) 当社は、供給した電気の電源構成の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率の計画値および実績値を、原則として当社ウェブサイトに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

5 環境価値の提供

- (1) 当社は、適用の対象となる電気需給契約の使用電力量について、お客さまが選択したメニューに従い、非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。）、J-クレジット、グリーン電力証書等を活用し、CO₂ 排出係数を調整して、電気を供給いたします。また、当社は、非化石証書の使用に係る計画及び使用状況の実績値を当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社は、この要綱による契約の実績等について、原則として電磁的方法により、毎年お客さまにお知らせいたします。

6 プランの種別

この要綱に基づいて当社が提供するプランは次のとおりとします。なお、料金単価を含むプランの内容については、毎年4月1日に改定し、同年4月分の電気料金から適用するものとし、改定の内容は、改定日の90日前までに、当社ウェブサイトに掲載する方法でお知らせいたします。

(1) 実質再エネ比率メニュー

メニュー	内容	料金単価
①実質再エネ比率 100%メニュー	(a)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の非FIT 再エネ電気、(b)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の FIT 電気、または、(c)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の(a)もしくは(b)以外の電気を 100%提供するもの	0.88 円/kWh
②実質再エネ比率 70%メニュー	(a)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の非FIT 再エネ電気、(b)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の FIT 電気、または、(c)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の(a)もしくは(b)以外の電気を 70%提供するもの	0.62 円/kWh
③実質再エネ比率 50%メニュー	(a)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の非FIT 再エネ電気、(b)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の FIT 電気、または、(c)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の(a)もしくは(b)以外の電気を 50%提供するもの	0.44 円/kWh
④実質再エネ比率 30%メニュー	(a)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の非FIT 再エネ電気、(b)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の FIT 電気、または、(c)再生可能エネルギー指定の非化石証書付の(a)もしくは(b)以外の電気を 30%提供するもの	0.29 円/kWh

(2) 排出係数メニュー

メニュー	内容	調整後排出係数	料金単価
①メニュー0.190	各年度の排出係数の確定後、非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書を活用し、メニューの調整後排出係数が0.190kg-CO ₂ /kWhとなるようにするもの	0.190kg-CO ₂ /kWh	0.55 円/kWh
②メニュー0.290	各年度の排出係数の確定後、非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書を活用し、メニューの調整後排出係数が0.290kg-CO ₂ /kWhとなるようにするもの	0.290kg-CO ₂ /kWh	0.41 円/kWh
③メニュー0.390	各年度の排出係数の確定後、非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書を活用し、メニューの調整後排出係数が0.390kg-CO ₂ /kWhとなるようにするもの	0.390kg-CO ₂ /kWh	0.24 円/kWh

但し、排出係数メニューを選択した場合の調整後排出係数が排出係数メニューを選択しない場合の調整後排出係数より大きくなる場合は排出係数メニューを選択しない場合の調整後排出係数とします。なお、この場合も排出係数メニューにかかる料金は発生し返金が行われないものとします。

(3) あかりの森プロジェクトへの加入その他の環境配慮費用

メニュー	内容	料金単価
あかりの森プロジェクト	シナネンあかりの森プロジェクトの費用	0.10 円/kWh

7 そ の 他

この要綱に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この要綱は、令和7年4月1日から実施いたします。